

「令和4年度輸入食品監視指導計画（案）」に関する意見

2022年2月10日
全大阪消費者団体連絡会

輸入食品の届出件数は2010年度に200万件台に到達し、2020年度は約235万件となっている。

「令和4年度輸入食品監視指導計画（案）」が「4.（2）令和4年度の輸入食品監視指導の基本的方向」において、「地域的な包括的経済連携協定（RCEP協定）を始めとする経済連携協定の進展に伴う輸入食品の増加やグローバル化に伴うフードチェーン等の複雑化等が見込まれる」として、今後の増加・複雑化を想定していることは妥当である。

それに対応した監視指導体制を強化するために、以下4点の意見を提出する。

1. 「4.（2）令和4年度の輸入食品監視指導の基本的方向」では、上記の記述に続いて、「これまでの輸入時検査を中心とした監視体制に加え、効果的に輸出国での生産段階の安全性を確保する取組を継続していく。」としている部分を、「これまでの輸入時検査を中心とした監視体制を強化することに加え、効果的に輸出国での生産段階の安全性を確保する取組を強化していく。」と修正していただきたい。

2. 届出件数に対する検査率は2012年度の10.2%以降、10%に届いていない。違反している輸入食品を見逃さず、国民の安心につながる目安のひとつとして、検査率10%台の維持を計画に盛り込んでいただきたい。

3. 検疫検査を担う食品監視員の人員増加を計画的に進めていただきたい。

4. 開発が進むゲノム編集技術応用食品及びそれを原材料とした加工食品が輸入されることを想定し、当該食品の輸入にあたって、事業者からの相談受付、届出手続きが漏れなくされるように徹底をしていただきたい。また、当該食品が国内に流通するにあたっては、消費者に対してゲノム編集技術応用食品であることの情報提供がされるよう、消費者庁と連携して事業者に対応していただきたい。

以上